

第 28 号議案

中野区まちづくり事業住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

まちづくり事業住宅の使用に係る申込資格等を改める必要がある。

中野区まちづくり事業住宅条例の一部を改正する条例

中野区まちづくり事業住宅条例（平成８年中野区条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第２号中「、事実上」を「事実上」に改め、「予約者」の次に「及び事実上親族関係と同様の事情にある者として規則で定める者」を加える。

第１６条第１項第１号中「、事実上」を「事実上」に改め、「ある者」の次に「及び事実上親族関係と同様の事情にある者として規則で定める者」を加える。

附 則

この条例は、令和５年９月１日から施行する。